

令和7年10月10日
大阪航空局**職員の懲戒処分について**

大阪航空局に所属する航空機検査官（検査官A）が実施した小型航空機の耐空証明検査において、通常、航空機検査官が航空機に搭乗して飛行検査を実施すべきところ、搭乗せずに検査を合格としていたことが確認されました。また、あわせて検査官Aが航空機に搭乗せずに航空手当を受給していた事実も確認され、令和7年6月24日に事案の概要等を公表したところですが、当該職員に対して、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いました。

1. 被処分者及び処分内容

大阪航空局 航空機検査官A 40代・男性 「停職3月」

このほか、管理監督等責任者3名に対して、「訓告」（2名）、「文書厳重注意」（1名）の処分を実施しました。

2. 処分年月日

令和7年10月10日（金）

3. 再発防止策について

大阪航空局といたしましては、このようなことが二度と起こらぬよう、法令及び手順の遵守を徹底するとともに、職員のコンプライアンス意識の向上を図り、再発防止と綱紀保持の徹底に努めて参ります。

《 問い合わせ先 》

大阪航空局 総務部 電話：06-6937-2704（直通）

人事課長 千葉

適正業務管理官 長友